

事 務 連 絡
令和7年1月31日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和7年1月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和7年3月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 98 点
- ロ 小白歯・前歯 61 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,784点
- (2) 4分の3冠 2,229点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 388点
 - b 複雑なもの 718点
 - ロ 5分の4冠 903点
 - ハ 全部金属冠 1,137点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 264点
 - b 複雑なもの 526点
 - ロ 4分の3冠 649点
 - ハ 5分の4冠 649点
 - ニ 全部金属冠 814点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー

a	単純なもの	26 点
b	複雑なもの	45 点
ロ	5分の4冠	59 点
ハ	全部金属冠	72 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	34 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	41 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	41 点
ニ	全部金属冠	53 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	649 点
(2)	小白歯	649 点
(3)	大白歯	903 点
2	銀合金	
(1)	前歯	41 点
(2)	小白歯	41 点
(3)	大白歯	59 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	388 点
ロ	小白歯・前歯	264 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	26 点
ロ	小白歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,014 点
2	銀合金を用いた場合	117 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,309点

ロ 小臼歯 986点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 57点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 787点

ロ 小臼歯 986点

ハ 大臼歯 1,309点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 73点

ロ 小臼歯 73点

ハ 大臼歯 73点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	2,045 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,664 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,664 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,278 点
	ハ 前歯（切歯）	984 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,047 点
	ロ 犬歯・小白歯	818 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	718 点
	ロ 犬歯・小白歯	625 点
	ハ 前歯（切歯）	579 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	965 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	746 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	290 点
(2)	犬歯・小白歯	312 点
(3)	大白歯	359 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 718 点

ロ 小白歯・前歯 526 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 45 点

ロ 小白歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,678 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>98点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>61点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,784点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,229点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>388点</u> b 複雑なもの <u>718点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>94点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>58点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,664点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,080点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>362点</u> b 複雑なもの <u>669点</u>

ロ 5分の4冠	<u>903点</u>	ロ 5分の4冠	<u>842点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,137点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,060点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>264点</u>	a 単純なもの	<u>246点</u>
b 複雑なもの	<u>526点</u>	b 複雑なもの	<u>490点</u>
ロ 4分の3冠	<u>649点</u>	ロ 4分の3冠	<u>605点</u>
ハ 5分の4冠	<u>649点</u>	ハ 5分の4冠	<u>605点</u>
ニ 全部金属冠	<u>814点</u>	ニ 全部金属冠	<u>759点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>26点</u>	a 単純なもの	<u>25点</u>
b 複雑なもの	<u>45点</u>	b 複雑なもの	<u>44点</u>
ロ 5分の4冠	<u>59点</u>	ロ 5分の4冠	<u>57点</u>
ハ 全部金属冠	<u>72点</u>	ハ 全部金属冠	<u>69点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>34点</u>	b 複雑なもの	<u>32点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>40点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>40点</u>
ニ 全部金属冠	<u>53点</u>	ニ 全部金属冠	<u>51点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 前歯	<u>649点</u>	(1) 前歯	<u>605点</u>
(2) 小臼歯	<u>649点</u>	(2) 小臼歯	<u>605点</u>
(3) 大臼歯	<u>903点</u>	(3) 大臼歯	<u>842点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>41 点</u>	(1) 前歯	<u>40 点</u>
(2) 小臼歯	<u>41 点</u>	(2) 小臼歯	<u>40 点</u>
(3) 大臼歯	<u>59 点</u>	(3) 大臼歯	<u>57 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>388 点</u>	イ 大臼歯	<u>362 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>264 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>246 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>26 点</u>	イ 大臼歯	<u>25 点</u>
ロ (略)		ロ (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,014 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>945 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>117 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>112 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,309 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,220 点</u>
ロ 小臼歯	<u>986 点</u>	ロ 小臼歯	<u>919 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>57 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>55 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>787 点</u>	イ 前歯	<u>733 点</u>
ロ 小臼歯	<u>986 点</u>	ロ 小臼歯	<u>919 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,309 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,220 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>73 点</u>	イ 前歯	<u>70 点</u>
ロ 小臼歯	<u>73 点</u>	ロ 小臼歯	<u>70 点</u>
ハ 大臼歯	<u>73 点</u>	ハ 大臼歯	<u>70 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>2,045 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,890 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,664 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,537 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,664 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,537 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,278 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,181 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>984 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>909 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,047 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>975 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>818 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>763 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>718 点</u>	イ 大臼歯	<u>669 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>625 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>582 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>579 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>540 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>965 点</u>	(1) 双子鉤	<u>893 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>746 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>690 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>290 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>312 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>359 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>718 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>526 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>45 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>34 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,678 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>270 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>291 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>335 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>669 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>44 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,563 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---